

下北山村障がい者活躍推進計画

第 2 次

令和 7 年 4 月 1 日
下 北 山 村
下北山村教育委員会

下北山村における障がい者である職員の活躍の推進に関する計画(以下「本計画」という。)は、障がい者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、下北山村、下北山村教育委員会が策定する障がい者活躍推進計画である。

令和元年 6 月に障害者雇用促進法の改正が行われ、国及び地方公共団体が率先して障がいのある方を雇用する責務が明示されるとともに、「障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画」の作成が義務となった。本村においても、障がい者雇用の法定雇用率の達成を目指すとともに、障がいの有無にかかわらずすべての職員が尊重し、能力を発揮できる職場環境の実現に向けて「下北山村障がい者活躍推進計画」を策定する。

1.計画期間

本計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とする。

2.障がい者雇用に関する課題

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めなければならないとされ、障がい者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されている。本村では障がい者を 1 名雇用しており法定雇用数は上回っているものの、法定雇用率は達成できていない状況である。障がい者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行う必要がある。

3.目標

①採用に関する目標

【実雇用率】各年度6月1日時点の法定雇用率以上

(参考)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国、地方公共団体の法定雇用率	2.50%	2.60%	2.60%	2.60%	2.80%
下北山村障がい者雇用率	1.85%	2.00%	2.20%	2.10%	2.47%

(評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理

②定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない

4.取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

①組織面

○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する

○組織全体で継続的に障がい者の活躍を推進するため、障がい者活躍推進委員会を総務課に設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

○組織内の人的サポート体制(障がい者雇用推進者、人事担当)を整備する。

○組織外の関係機関である下市公共職業安定所等と連携体制を構築し、支援の充実を図る。

○役割分担及び各種相談先については、人事異動等で変更が生じるため、定期的に更新を行う。

②人材面

○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

（２）障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行ができる職務の選定及び創出について検討する。

（３）障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場環境、通勤への配慮等障がい者支援にかかる取り組みを進める。

○募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

（４）キャリア形成

○各種研修等への参加を促し、職業能力の開発及び向上を目指す。

５．その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。